

被災者の救援と生活再建を求め、 真の復興をめざして

本年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災から3カ月余が経過した。震災による死者1万5000人余、行方不明者7000人余、避難者9万人余(6月20日現在)、福島第一原発の苛酷事故は被災地のみならず各地に放射能禍の恐怖をもたらしている。

国難ともいわれる大災害からの被災者の救済、生活再建と被災地の復興は全国民的課題である。

1 長期にわたる救援、生活再建、復興は公の責任で

東日本大震災は多くの人的被害をもたらすとともに、経済的被害は16～25兆円にのぼるともいわれる。その災害の規模は文字通り未曾有のものであり、環境省の推計によれば岩手・宮城・福島3県の震災によるがれきの除去だけを取り上げても、本年(2011年)5月中旬現在で、仮置き場へ搬入できたのは15%、仮置き場への移動完了は2012年3月末、最終処分完了は2014年3月末とされている(同省工程表)。

被災者の救援と生活再建、震災からの復興のためには長期的視野に立った公の総力をあがた取り組みが必要であり、国がその要となるべきである。

2 被災者の救援と生活再建を基本に

国の取り組みの基本となるのは憲法である。とりわけ憲法13条(幸福追求権)と憲法25条(生存権)の立場からすれば、一人ひとりの被災者の救援と生活再建が復興の基礎におかれるべきである。

(1) 居住環境の改善

被災者の救援と生活再建のうえで重要な位置を占めるのが住環境である。

① 仮設住宅の建設が急務

今回の大震災(福島第一原発事故を含む)による避難者の避難先は全国におよぶ。避難所での生活は緊急・例外的なものであり、仮設住宅などでの生活への移行が速やかに進められるべきである。

仮設住宅は本年6月8日現在、着工確定戸数4万1754戸のうち、2万7316戸の完成である(国土交通省)。しかし、自治体やその職員が被災したために行政が機能まひに陥っていたり、津波対策を念頭におけば住宅建設に適した土地がかぎられていたり、建築資材が不足したりなどの種々の要因によって建設は思うように進んでいない。希望者全員が入ることができる仮設住宅の建設が急務である。

また仮設住宅が完成しても、避難所から仮設住宅に移ると災害救助法の保護を外れ、食費などを自己負担しなければならなくなったり、自炊をしなければならなくなったりするとの不安をもち、移転を躊躇する被災者も少なくないと伝えられる。

しかし、仮設住宅では食事などは自己負担となるというのは、災害救助法の規定ではなく現行の運用に過ぎない。むしろ、同法の本質からすれば、国の責任で仮設住宅の建設がなされるとともに、国費による食事補助などが検討されるべきである。

なお、被災者の当面の住宅を確保するうえで公的住宅の果たす役割は大きい。国は建て替え予定となっている住宅の空室を含めて調査し、活用すべきである。また、UR賃貸住宅については提供可能な空室情報が示されてはいるものの、この中には、既存賃貸住宅を10年間で8万個削減する「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」の対象となり現在空き家となっている住宅が含まれていない。「再編」を取りやめれば多数の活用が可能である。正確な情報の提供と空き室の活用を求める。

② 避難生活の改善

仮設住宅への移転が進まないもとで、少なくない被災者が避難所での生活を余儀なくされており、その生活の改善も重要課題である。

被災3県(宮城・岩手・福島)では、被災者への食事や避難所の生活を改善するために災害救助法の特別基準を設置し、食費を従前の1人1日1010円以内を1500円以内に、避難所設置経費を1人1日300円から1000円にそれぞれ引き上げたが、二次災害の防止のために、引き続く改善が必要である。いまだに三度の食事を摂ることができない避難所が残されており、さらに、厚生労働省では、避難所扱いの公営住宅などでも災害救助法により食事を出すことができるとしているにも関わらず、実際には食事の提供が行われていないとの指摘もある。

さらに、在宅被災者が支援から取り残されている。このような状況のもとで被災者の健康への不安も大きい。

国が避難者の実状を迅速かつ的確に把握し、生活状況の改善を実現することを求める。

(2) 災害救助法などの最大限活用と必要な法改正の実現

未曾有の災害に対処するためには、まず、災害救助法などを最大限に活用するとともに、既存の法律の枠組みの中では対処できない場合には、積極的に必要な法改正を行うことを含め、国の責任による生活再建と復興が求められている。

災害救助法は「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」(23条1項7号)を謳い、同条2項は「救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者(埋葬については埋葬を行う者)に対し、金銭を支給してこれをなすことができる」と定めているが、この条文は現在運用されていない。条文に反した運用は改めて同法を最大限活用し、積極的に金銭支給がなされる

べきである。

この点を含め、災害救助法が最大限活用されるべきである。しかし、災害救助法36条3号は国の負担を100分の90までと定めており(同法36条3号)、残りは自治体負担となることから、同法の積極的活用が自治体の負担を増大させることとなっては本末転倒である。この機会に、国が100分の100を負担することが可能となるよう同条項を改正することを求める。

また、被災者個人の生活再建という点では、被災者生活再建支援法改正が実現してはいるが、その支援額は住居が全壊の場合でも300万円にとどまる。金額の引き上げとともに、一部損壊や液状化などによる被害についても適用できるよう対象を拡大することが必要である。

(3) 民主主義と住民自治を復興の基礎に

被災地の復興を進めるうえでも基礎となるのは被災者一人ひとりの生活再建であり事業の再建である。これをこそ最優先にしなければならない。

そのためにも復興計画は、上からのプランを押しつけるというものであってはならず、それぞれの被災地の歴史と伝統、住民の意思に基づき、民主主義と住民自治の精神に立って行われなければならない。

しかし、いわゆる「規制緩和」「構造改革」の名の下に第一次産業への民間企業の参入による「復興」を唱える向きもあり、例えば、宮城県による「水産業復興特区」構想には「民間企業は利潤追求が第一義で、これに合わなければ撤退し、地域に荒廃と崩壊が残される。われわれは企業に隷属するつもりはない」(宮城県漁協)などの批判の声があがっている。復興には大局的・長期的に視野に立つことが必要である。かつ、とりわけ第一次産業は代々にわたって漁場や田畑などを守ってきた地元の人々によって支えられてきたものであり、こうした人々の生活と事業の再建を基礎にすることが復興には不可欠である。これらは民間企業の利潤追求至上主義は真の復興とは相容れない。復興のあり方は東北の第一次産業の存亡に関わる問題である。

被災者救援・復興の事業の中で、自治体職員の人手不足や公的医療・介護のネットワークの必要性が指摘されている。このことは、これまで「構造改革」などの名のもとで進められてきた公務員リストラや公的医療機関等の統廃合などが住民の福祉に逆行するものであることを改めて明らかにするものである。「道州制」など「構造改革」路線は真の復興にそぐわない。

(4) ローン負担の解消を

住宅ローンを組んでいたが対象となる住宅を失った被災者や、借入金で導入した事業用設備(店舗、工場、船舶など)を失った事業者は数多い。既存の借り入れがこれら被災者の生活と事業の再建の障害とならないような措置が必要である。

現在、このためのさまざまな方法が議論されているが、既存の借り入れの負担を取

り除くことの必要性は明らかであり、国の責任による措置を求める。

(5) 雇用の確保も国の責任で

雇用対策も重要である。

震災により事業の基盤を失った事業者は多く、これらは、震災関連倒産百数十社、震災を理由とした解雇・雇い止めという形で全国的にも影響を与えている。他方、被災者が自身の仕事を本格的に再開することができるようになるまでの生活の支えとしての雇用対策も必要である。

雇用保険の失業給付や雇用調整金の拡充、さらには、被災地での復興の活動が雇用の創出につながるような国のイニシアチブの発揮を求める。

3 震災対策の名による消費税増税に反対する

震災復興財源として消費税増税が唱えられている。

しかし、消費税のもつ逆進性は、とりわけ経済的に窮地に立っている被災者にとって大きな負担をもたらし、国民の生活を直撃する。このことは消費を冷え込ませ、復興にも逆行することになる。消費税増税は許されない。軍事費や無駄で有害な公共事業予算、政党助成金などこそ復興財源に回すべきである。

また、近年増え続けている大企業の内部留保も、人減らし「合理化」などの国民犠牲のうえに成り立っているものであり、この機会に、復興財源のための国債買い取りや雇用の維持・拡大などのために活用されるべきである。

避難を余儀なくされた被災者は全国に存在する。青年法律家協会弁護士学者合同部会は各地で被災者の声に耳を傾け、その生活再建と真の復興のために力を尽くすことを宣言する。

右決議する。

2011年6月25日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第 4 2 回 定 時 総 会